

**商店街特別融資（新型コロナウイルス対策）
信用保証料補助金交付までのご案内**

【本紙と一緒にお渡しする書類】

- 信用保証料補助金交付申請書兼請求書 第1号様式（第12条関係）
 - 信用保証料補助金交付申請書兼請求書 第1号様式（第12条関係） 記入例
 - 口座振込依頼書兼登録申請書
 - 口座振込依頼書兼登録申請書 記入例
 - 世田谷区商店街特別融資あっせん（新型コロナウイルス対策）実施要綱
- 上記の書類は、世田谷区のHPでもダウンロードできます。

【信用保証料交付までの流れ】

融資実行日から3ヶ月以内に、以下の書類3点を下記送付先まで郵送してください。

- ・「信用保証料補助金交付申請書兼請求書」
- ・「口座振込依頼書兼登録申請書」
- ・支払った信用保証料を証明できる資料（「信用保証決定のおしらせ」や信用保証書など）のコピー

（注意事項）

「信用保証料補助金交付申請書兼請求書」の日付は記載しないでください。
信用保証料を証明できる資料について（再発行等含む）は、金融機関等へお問い合わせください。

交付申請額及び請求金額は、支払った信用保証料の1,000円未満の端数を切り捨てた額となります。

封筒に「信用保証料補助金交付申請書兼請求書 在中」と記載してください。

で送付された書類の内容を確認次第、信用保証料補助金を指定口座へ振り込みます。振込時期の目安は、金融機関によって異なりますが、書類到着日から2週間～1ヶ月程度です。

（申請件数の状況により、前後することがあります。予めご了承ください。）

【注意】繰上償還等により、東京信用保証協会から信用保証料の返戻を受けた場合は、返戻額に相当する額を世田谷区へ返還していただきます。

【送付先・問い合わせ先】

世田谷区経済産業部商業課調整係

〒154-0004 世田谷区太子堂2 - 16 - 7

電話 （3411）6652